

松福障第36号
令和6年4月5日

指定障害者支援施設の長
指定障害福祉サービス事業所の長 様

松本市長 臥雲 義尚
(公 印 省 略)

令和6年度報酬改定等に伴う体制等に関する届出について(通知)

平素から本市の障がい福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

このことについて、令和6年度の介護給付費等の算定については、全ての障害福祉サービス事業所等より、加算の算定の有無、区分等に関わらず、加算等に関する届出が必要となりますので、下記のとおりご提出願います。

記

1 提出が必要な事業所

松本市内に所在する全ての障害福祉サービス事業所等

※ 例年、前年度実績に基づく加算等を取得する事業所及び加算に変更が生じる事業所のみ届出をいただいておりますが、令和6年度の報酬改定については、基本報酬、加算、減算について、算定の有無・区分に関わらず届出が必要です。

2 報酬改定に関する届出が必要な加算等

(1) サービス共通

- ア 身体拘束廃止未実施減算
- イ 虐待防止措置未実施減算(新設)
- ウ 業務継続計画未実施減算(新設)
- エ 情報公表未報告減算(新設)

(2) サービス別

各種報酬(加算)に必要な届出書類一覧(者)
別紙2-1から別紙2-14のとおり(ホームページ参照)

3 提出書類

(1) 全サービス共通

- ア 介護給付費の算定に係る体制等に関する届出書
- イ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ※ 2の(1)サービス共通(「身体拘束廃止未実施減算」、「虐待防止措置未実施減算(新設)」、「業務継続計画未実施減算(新設)」、「情報公表未報告減算(新設)」)のみ届出の事業所は、

上記、ア及びイの2点を提出すれば足りるものとする。

(2) 各サービス

上記(1)、ア及びイの書類に加え、別紙2-1から別紙2-14において該当する提出書類(「◎」、「○」、「▲」及び「◇」の書類)。

4 提出方法等

1部提出。(年度当初の届出は、郵送または持参のみでお願いします。)

提出書類は別紙2-1から別紙2-14の並び順(上段「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」から)でお願いします。

5 提出期限

令和6年4月15日(月)(消印有効)

なお、封筒に「介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出在中」と朱書きしてください。

6 留意事項

(1) 地域生活拠点等については、昨年度実施した集団指導でもご案内させていただきましたが、地域生活支援等の位置づけについて整理し、加算の算定に係る手続き等について検討しているところですが、松本圏域で地域生活支援拠点を整備していることから、松本圏域構成市村とも調整が必要と考えており、それらの事務手続き、算定のための要件について、できる限り早い時期にお示ししたいと考えておりますので、今しばらくお待ちください。

(2) 届出書類の様式は、松本市公式ホームページに掲載します。必ず最新の様式をダウンロードの上、届出をお願いします。

改定されている加算や要件等が多数ありますので、厚生労働省通知(概要)等を必ずご確認ください。

<参考> 松本市公式ホームページの掲載先URL

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/61/136427.html>

松本市健康福祉部障がい福祉課

(課長) 西村 恵美

(担当) 栗田 佳樹、柳沢 茉歩

電話 0263-34-3036

FAX 0263-36-9119

E-mail s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp